

# 1 収入金額等、2 所得金額について

1 ア	「営業等」…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業などの事業から生ずる金額です。
2 ①	「農業」…野菜、果樹などの栽培、農産物の生産、農家が兼営する家畜、家きんなどの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる金額です。
1 イ	「不動産」…貸家、アパート、貸宅地、小作料などの家賃や地代による金額です。
2 ③	「利子」…公社債及び預貯金の利子などの金額です。
1 ウ	「配当」…利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益などの金額です。
1 エ	「給与」…給料、賃金、賞与などの金額です。また、農閑期等を利用して勤めに出た人の賃金も「給与」に入ります。勤務先から「令和2年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、申告書に添付してください。
2 ⑥	※2 ⑥は所得金額調整控除後の金額を書いてください。

1 キ 「雑(公的年金等)」…年金、恩給、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金の金額です。

1 ク 「雑(業務)」…原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引などの金額です。

1 ケ 「雑(その他)」…生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など他の所得に当てはまらない金額です。

1 コ,サ 「総合譲渡」…機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、書画、こつとう、貴金属などの資産の譲渡による金額です。  
・譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年をこえるものは「長期」となります。  
・土地、建物などの譲渡所得がある場合は「分離課税等用の申告書」を併せてご利用ください。

1 シ 「一時」…懸賞の賞品、生命保険金など一時的な性質の金額です。

※公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表については、裏面もご覧ください。

## ◎給与の所得額算出表

給与等の収入金額(税込) A	給与所得の金額
~ 550,999円	0円
551,000~1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000~1,619,999円	1,069,000円
1,620,000~1,621,999円	1,070,000円
1,622,000~1,623,999円	1,072,000円
1,624,000~1,627,999円	1,074,000円
1,628,000~1,799,999円	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000~3,599,999円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) B × 2.8 - 80,000円
3,600,000~6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000~8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	A - 1,950,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

## ◎所得金額調整控除

次の(1)(2)のいずれか、または両方に該当する場合、それぞれの算式により計算した金額の合計(C+D)を給与の所得額算出表で算出した金額から控除します。

(1)給与等の収入金額が850万円を超えており、以下のいずれかに該当する人  
・申告者自身が特別障害者に該当する  
同一生計配偶者は扶養親族のいずれかが特別障害者  
・23歳未満の扶養親族がいる  
(給与等の収入金額(1,000万円超の場合)1,000万円) - 850万円) × 0.1... C

(2)給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人  
給与所得控除後の給与等の金額(A) + 公的年金等の雑所得の金額(B) - 10万円... D  
※10万円超の場合10万円

※(1)で計算したCの金額がある場合で、次のいずれかに該当する人がいるときは、申告裏面の「16 所得金額調整控除に関する事項」に、それらの人の氏名等を記入してください。

・控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の対象とならない特別障害者又は23歳未満の扶養親族がいる  
・他の人の扶養親族とされている配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者に該当する人がいる

# 申告書のかきかた

この「かきかた」は、申告書の様式にしたがって一般的なことがらについて説明してありますので、記載例とあわせてお読みください。  
おわかりにならない点がありましたら、担当主管課まで、お問い合わせください。

## 令和3年度分 市町村民税 申告書

整理番号

表

現住所	XX町1234番地	業種又は職業
1月1日現在の住所	XX町1234番地	電話番号
フリガナ	ニッポン イチロウ	個人番号
氏名	日本 一郎	日本
提出年月日	年 月 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
年	月	日
3 2 17		
住所コード	行政区コード	納組コード
		世帯コード

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	支払った保険料
⑬ 社会保険料控除	50,000円
⑮ 生命保険料控除	50,000円
⑯ 地震保険料控除	24,000円
⑰ ⑪ 幕婦控除	⑫ ひとり親控除

障害者控除	障害の程度
1	① ②
2	③ ④

扶養控除	扶養の区分	扶養額
1	⑤ ⑥	47,750円
2	⑦ ⑧	400,000円
3	⑨ ⑩	500,000円
4	⑪ ⑫	1,448,000円

所得から差し引かれる金額	扶養控除額
1	50,000円
2	40,000円
3	10,000円
4	330,000円
5	450,000円
6	430,000円
7	1,310,000円
8	227,600円
9	1,537,600円

扶養控除額	扶養控除額
1	450,000円
2	200,000円
3	50,000円
4	227,600円
5	1,537,600円

扶養控除額	扶養控除額
1	450,000円
2	200,000円
3	50,000円
4	227,600円
5	1,537,600円

扶養控除額	扶養控除額
1	450,000円
2	200,000円
3	50,000円
4	227,600円
5	1,537,600円

扶養控除額	扶養控除額
1	450,000円
2	200,000円
3	50,000円
4	227,600円
5	1,537,600円

扶養控除額	扶養控除額
1	450,000円
2	200,000円
3	50,000円
4	227,600円
5	1,537,600円

扶養控除額	扶養控除額
1	450,000円
2	200,000円
3	50,000円
4	227,600円
5	1,537,600円

扶養控除額	扶養控除額
1	450,000円
2	200,000円
3	50,000円
4	227,600円
5	1,537,600円

# 令和3年度市町村民税・県民税の申告について

令和3年度の申告書を提出していただく時期になりました。この申告書は、市町村民税・県民税を計算する資料になりますので申告書を記入するときはこの「申告書の書き方」をよくお読みになって記入してください。

## ●申告しなければならない方。

令和3年1月1日現在に当該市町村に住所のある人で

- (1) 令和2年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの各種所得があった場合です。
- (2) 給与所得者は通常の場合は申告する必要はありませんが、つぎのような場合は申告してください。
  - (イ) 給与所得のほかに「地代、家賃、配当、農業」等給与以外の所得がある場合。
  - (ロ) 給与所得のみの人でも事業主が「給与支払報告書」を提出しない場合。
  - (ハ) 雜損控除および医療費控除をうけようとする場合。

## ●所得税(国税)の確定申告書を提出した方は、市町村民税・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

### ※給与所得者で確定申告をしなければならない人

給与所得者は大部分の人は申告する必要はありません。しかし、令和2年分の各種の所得金額の合計額から配偶者、扶養、基礎控除およびその他の所得控除を差引き、その金額を基として算出した税額が配当控除および年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除よりも多い人で次のいずれかにあたる人は申告をしなければなりません。

- (イ) 令和2年分の給与の収入金額が2,000万円をこえる人。
- (ロ) 給与所得者で給与以外の各種所得金額の合計額が20万円をこえる人。
- (ハ) 同族会社の役員やその他の親族などで、その会社から受ける給与のほかに貸付金の利子および不動産の貸付料等の収入のある人。

## ●市町村民税・県民税(住民税)の申告をした方は事業税の申告をする必要はありません。

## ●寄附金税額控除を受けるには、前年中に行った寄附金について、寄附先から発行された領収書等を添付して、税務署に所得税の確定申告をしてください。

なお、所得税の確定申告を行った場合は、あらためて市町村民税・県民税の申告をする必要はありません。また、市町村民税・県民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された領収書等を添付して市町村へ申告してください。

## ●申告をしないと雑損、医療費、社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等)、生命保険料、地震保険料などの所得控除が受けられない場合があります。

## ●雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除については「領収書または証明書」などの提示をしてください。なお、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示してください。

## ●申告に際しては、マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード(住所・氏名に変更がないか、正しく変更手続きが行われているものに限る)もしくはマイナンバーが記載された住民票の写し等と運転免許証等顔写真付身分証明書を持参の上、所得者本人が申告受付にきてください。やむをえず代理の方が申告にみえる場合は所得が証明できるよう収入金額や必要経費など必要事項を申告書へ記入してきてください。

+++++

## ○公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(税込) A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和31年1月2日以後に生まれた方 (65歳未満)	~1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000~7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000~9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
昭和31年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上)	~3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000~7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000~9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

## ○所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除額				
⑦寡 婦	260,000円				
⑬ひとり親	300,000円				
⑯勤労学生	260,000円				
㉑障 傷 者	特別障害者 300,000円、同居特別障害者 530,000円 その他の障害者 260,000円				
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
㉒配偶者	一般	330,000円	220,000円		
	老人	380,000円	260,000円		
配偶者の合計所得	控除額				
480,001~950,000円	330,000円	220,000円	110,000円		
950,001~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円		
㉓配偶者特別	1,000,001~1,050,000円	310,000円	210,000円		
	1,050,001~1,100,000円	260,000円	180,000円		
	1,100,001~1,150,000円	210,000円	140,000円		
	1,150,001~1,200,000円	160,000円	110,000円		
	1,200,001~1,250,000円	110,000円	80,000円		
㉔基礎控除	1,250,001~1,300,000円	60,000円	40,000円		
	1,300,001~1,330,000円	30,000円	20,000円		
扶養控除額					
㉕扶養	一般の扶養親族	330,000円			
	特定扶養親族	450,000円			
㉖老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000円			
	同居老親等	450,000円			
㉗基礎	2,400万円以下	430,000円			
	2,400万円超2,450万円以下	290,000円			
	2,450万円超2,500万円以下	150,000円			
㉘損	A 実質損失額—総所得金額等の合計額×10% B 実質損失額のうち災害関連支出の金額—5万円 上記A・Bのいずれか多い金額				
㉙医療費	医療費の実質負担額—総所得金額等×5% (ただし、100,000円を超える場合には、100,000円) 医療費控除の特例の適用を受ける場合には、特定一般用医薬品等購入費—12,000円 (ただし、88,000円を超える場合には、88,000円)				

## 申告書の提出期限は

3月15日です